

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市北図書館等の管理を指定管理者に行わせるため、名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和7年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

記

1 改正内容

名古屋市北図書館、楠図書館、山田図書館、港図書館、南陽図書館及び南図書館に指定管理者制度を導入します。

2 改正理由

本市図書館では、東図書館始め9館に指定管理者制度を導入しております。さらなる民間活力の活用により、サービス向上を図るため、一定数の直営館を残しつつ、指定管理者制度を新たに6館に導入します。

なお、指定管理者は窓口業務や施設管理等の業務を行い、直営館は図書の選定や指定管理者の管理監督等の業務を行います。

【平成25年度に導入した館】

名古屋市志段味図書館

【平成29年度に導入した館】

名古屋市中村図書館、富田図書館、緑図書館、徳重図書館

【令和5年度に導入した館】

名古屋市東図書館、守山図書館、名東図書館、天白図書館

【今回導入する館】

名古屋市北図書館、楠図書館、山田図書館、港図書館、南陽図書館、南図書館

3 施行期日等

令和8年4月1日から施行します。ただし、指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができることとします。

4 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(令和7年2月7日提出 総務部総務課)



令和 7 年第 号議案

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「名古屋市東図書館」の次に「、名古屋市北図書館、名古屋市楠図書館、名古屋市山田図書館」を、「名古屋市富田図書館」の次に「、名古屋市港図書館、名古屋市南陽図書館、名古屋市南図書館」を加える。

第 7 条第 2 号中「関すること（）」の次に「名古屋市楠図書館、名古屋市山田図書館及び」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市図書館条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市北図書館等の管理を指定管理者に行わせる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市図書館条例 (抜すい)

(職員)

第 3 条 図書館 (名古屋市東図書館、名古屋市北図書館、名古屋市楠図書館、
名古屋市山田図書館、名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市
港図書館、名古屋市南陽図書館、名古屋市南図書館、名古屋市守山図書館、
名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館、名古屋市徳重図書館、名古屋市
名東図書館及び名古屋市天白図書館 (以下「東図書館等」という。) を除
く。) に館長、司書その他必要な職員を置く。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 7 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 東図書館等の駐車場の使用料の徴収に関する事 (名古屋市楠図書館、
名古屋市山田図書館及び名古屋市徳重図書館の指定管理者を除く。) 。

(3) }
(4) } (略)